主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人福島一郎及び同後藤衍吉の上告趣意は、いずれも刑訴四〇五条の上告理由 に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年三月二九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	澤	田	竹治	郎
裁判官	眞	野		毅
裁判官	滅馬	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	=	郎